

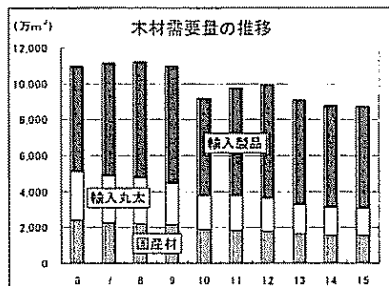
農林水産省木材利用拡大行動計画

趣旨



みんなでとめよう温暖化

チーム・マイナス6%



「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」(平成14年12月：農林水産省策定)において、木材の利用推進は重要な柱の一つ。

木材需要量は依然減少傾向にあり、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしていくことが重要。



「先づ隗より始めよ」



農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」の策定

原則 木造・木質化・木製品

行動計画のポイント

1. 農林水産省・関係機関を挙げて取り組む
2. 具体的な目標を設定
3. 取組の成果について年度毎に検証
4. 取組みの普及促進
5. 違法伐採対策の推進

取組の対象及び木材利用拡大の目標

公共土木工事

- ◎「グリーン公共事業の推進」という取組方針の下に、木材の使用を増加する。
 - ・柵工 木製100%
 - ・土留工等 木材の使用量を現状の2倍程度へ

補助事業対象施設

- ◎補助事業の対象施設は、木造率100%
 - ・農林漁業体験施設
 - ・地域資源活用総合交流施設等

庁舎等の施設

- ◎本省内の内装の木質化を推進
- ◎森林管理署等の庁舎の木造化を推進

事務机等の備品・消耗品

- ◎本省の課・室長以上の事務机は、原則木製品へ
- ◎業務用茶封筒は、原則間伐材封筒を使用
- ◎間伐材印刷用紙の使用に努力

モデル的な取組

- ◎新たな分野において、木材の利用をモデル的に実施
 - ・間伐材を利用した残置式木製型枠の利用
 - ・間伐材を魚礁に利用等

